

令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅仲介手数料給付事業実施要綱 改正履歴

令和6年10月11日 改正

1. 宅地建物取引業者から仲介手数料の返金を受けた場合、給付金の額は、当該返金分を除いた額とすることとしました。(第5条)
2. 提出書類に、返金確認書の写しなど宅地建物取引業者から仲介手数料の返金を受けたことが分かる書類を加えました。(第6条第1項(6))